

平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件
(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原 告 ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクBB株

被 告 東日本電信電話株、西日本電信電話株

第13準備書面

平成26年2月12日

東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 晃

弁護士 梅津 有紀

弁護士 福田 恵太

弁護士 島津 守

弁護士 粟田 祐太郎

原告のこれまでの主張に関する補足事項

1 被告らの「接続義務」と「接続約款」との関係

両者の関係については、原告第12準備書面6頁に記載したとおりです。

また、原告らが求める接続形態が現時点において接続約款にはなくとも、「請求の趣旨」において具体的な接続方法が指定され、請求の趣旨も特定されております。

なお、原告らは、第8準備書面において、被告らのＮＧＮへの移行（マイグレーション）前後の接続箇所のイメージ図をそれぞれ提出しているところ（別紙2、3）、ＮＧＮへの移行の事実があったとしても、それにより訴状の別紙目録3（接続箇所A、Bに関する部分）の内容が変更されるものではありません。

2 ゲートウェイルータについて

被告ら主張のＳＮＩ事業者向け収容ルータがゲートウェイルータとして「過剰設備」である（原告第11準備書面6頁）というのは、「原告第12準備書面2頁に記載した機能を超える設備」であるということに等しいものです。

以上